

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等とする場合の特例許可（1年を超えるもの）	
根拠法令・条項	建築基準法第87条の3第7項	
所 管 課	開発調整 部	建築安全 課
審 査 基 準	建築物の内容及び立地条件によって、やむをえない場合があるので、法の規定どおりとし、個別に判断を行うものとする。	
標準処理期間	標準処理期間	許可については60日を原則とする。
	標準処理期間を設定できない理由	